

過疎地域公示市町村

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等	対象事業等																
過疎地域	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (制定年月日) 令和3年3月31日 法律第19号</p> <p>(目的) 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>(参考) 令和13年3月31日までの時限立法</p>	<p>【全域過疎】</p> <p>(1) 財政力指数（平成29年度～令和元年度の財政力指数の平均。以下同じ。）が0.51以下、かつ、以下いずれかの人口要件を満たすこと。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合、25年間（平2～27）人口増加率が10%未満であること。 イ：40年間（昭50～平27）人口減少率が28%以上 ロ：40年間（昭50～平27）人口減少率が23%以上、かつ、平成27年国勢調査の結果による当該市町村の高齢者比率（65歳以上）が35%以上 ハ：40年間（昭50～平27）人口減少率が23%以上、かつ、平成27年国勢調査の結果による当該市町村の若年者比率（15歳以上30歳未満）が11%以下 ニ：25年間（平2～27）人口減少率が21%以上</p> <p>(2) 財政力指数が0.40以下、かつ、40年間（昭50～平27）人口減少率が23%以上 ただし、25年間（平2～27）人口増加率が10%未満であること。</p> <p>【一部過疎】</p> <p>平成11年以前の市町村単位で、財政力指数が0.64以下、かつ、上記(1)(2)いずれかの人口要件に該当すること。</p> <p>※激変緩和措置</p> <p>令和2年度末において旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域である市町村であって、財政力指数が0.51以下、かつ、次のいずれかの人口要件に該当する場合、過疎地域とみなす。ただし、25年間（平2～27）人口増加率が10%未満であること。</p>	<p>1 過疎対策事業債の充当 <table border="0"> <tr> <td>充当率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ただし、公営企業債の対象となる施設</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>集落再編整備のための住宅</td> <td>75%</td> </tr> </table> </p> <p>2 地方交付税措置 元利補てん 70%</p> <p>3 その他の措置 <table border="0"> <tr> <td>(1) 国の補助の特例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 学校統合に伴い必要な校舎、屋内運動場</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>○ 保育所（公営）</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（民間） 2/3</td> </tr> <tr> <td>○ 消防施設</td> <td>55%</td> </tr> </table> <p>(2) 減価償却特例 特別償却</p> <p>(3) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 事業税、不動産取得税、固定資産税を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、交付税措置がとられる。</p> <p>(4) 都道府県代行（基幹道路、公共下水道） 基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収し、事業を行うことができる。</p> <p>4 過疎対策関係補助事業の実施 過疎地域持続的発展支援交付金 ①過疎地域持続的発展支援事業、②過疎地域集落再編整備事業、③過疎地域遊休施設再整備事業、④過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)</p> </p>	充当率	100%	ただし、公営企業債の対象となる施設	50%	集落再編整備のための住宅	75%	(1) 国の補助の特例		○ 学校統合に伴い必要な校舎、屋内運動場	55%	○ 保育所（公営）	55%		（民間） 2/3	○ 消防施設	55%	<p>過疎対策事業債</p> <p>1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住・地域間交流 (2) 人材育成</p> <p>2. 産業の振興 (1) 法人に対する出資 (2) 市町村道・橋りょう (3) 農道・林道 (4) 漁港関連道 (5) 漁港施設 (6) 港湾施設 (7) 地場産業振興施設 (8) 貸工場・貸事務所 (9) 観光・レクリエーション施設 (10) 市町村管理の都道府県道・橋りょう (11) 林業用作業路 (12) 農林漁業経営近代化施設 (13) 商店街振興施設</p> <p>3. 地域における情報化 (1) 電気通信施設</p> <p>4. 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 市町村道・橋りょう (2) 農道・林道 (3) 地域鉄道 (4) 市町村管理の都道府県道・橋りょう (5) 自動車・雪上車 (6) 渡船施設 (7) 除雪機械</p> <p>5. 生活環境の整備 (1) 下水処理施設 (2) 一般廃棄物処理施設 (3) 火葬場 (4) 消防施設 (5) 簡易水道施設 (6) 旧簡易水道施設</p> <p>6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 高齢者福祉施設_その他</p>
充当率	100%																			
ただし、公営企業債の対象となる施設	50%																			
集落再編整備のための住宅	75%																			
(1) 国の補助の特例																				
○ 学校統合に伴い必要な校舎、屋内運動場	55%																			
○ 保育所（公営）	55%																			
	（民間） 2/3																			
○ 消防施設	55%																			

		<p>(1) 55年間（昭35～平27）人口減少率が40%以上</p> <p>(2) 55年間（昭35～平27）人口減少率が30%以上、かつ、平成27年国勢調査の結果による当該市町村の高齢者比率が35%以上</p> <p>(3) 55年間（昭35～平27）人口減少率が30%以上、かつ、平成27年国勢調査の結果による当該市町村の若年者比率が11%以下</p> <p>令和2年国調結果による追加（R4.4.1） 【全域過疎】</p> <p>(1) 財政力指数（平成30年度～令和2年度の財政力指数の平均。以下同じ。）が0.51以下、かつ、以下いずれかの人口要件を満たすこと。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合、25年間（平7～令2）人口増加率が10%未満であること。 イ：40年間（昭55～令2）人口減少率が30%以上 ロ：40年間（昭55～令2）人口減少率が25%以上、かつ、令和2年国勢調査の結果による当該市町村の高齢者比率が38%以上 ハ：40年間（昭55～令2）人口減少率が25%以上、かつ、令和2年国勢調査の結果による当該市町村の若年者比率が11%以下 ニ：25年間（平7～令2）人口減少率が23%以上</p> <p>(2) 財政力指数が0.40以下、かつ、40年間（昭55～令2）人口減少率が25%以上 ただし、25年間（平7～令2）人口増加率が10%未満であること。</p> <p>【一部過疎】 平成11年以前の市町村単位で、財政力指数が0.64以下、かつ、上記（1）（2）いずれかの人口要件に該当すること。</p>		<p>(4) 保育所・児童館</p> <p>(5) 認定こども園</p> <p>(6) 障害者福祉施設</p> <p>(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</p> <p>7. 医療の確保</p> <p>(1) 診療施設</p> <p>(2) 診療施設_民間補助</p> <p>8. 教育の振興</p> <p>(1) 公民館</p> <p>(2) その他の集会施設</p> <p>(3) 市町村立幼稚園</p> <p>(4) 小・中学校の校舎・屋体・寄宿舎・屋外運動場・プール・教職員住宅・スクールバス・ボート</p> <p>(5) 義務教育学校の校舎・屋体・寄宿舎・屋外運動場・プール・教職員住宅・スクールバス・ボート</p> <p>(6) 市町村立高等学校の校舎・屋体・寄宿舎・屋外運動場・プール・教職員住宅・スクールバス・ボート</p> <p>(7) 市町村立中等教育学校の校舎・屋体・寄宿舎・屋外運動場・プール・教職員住宅・スクールバス・ボート</p> <p>(8) 市町村立特別支援学校の校舎・屋体・寄宿舎・屋外運動場・プール・教職員住宅・スクールバス・ボート</p> <p>(9) 市町村立専修学校</p> <p>(10) 市町村立各種学校</p> <p>(11) 図書館</p> <p>(12) 学校給食施設</p> <p>9. 集落の整備</p> <p>(1) 移転跡地</p> <p>(2) 移転先地</p> <p>(3) 定住促進団地</p> <p>10. 地域文化の振興等</p> <p>(1) 地域文化振興施設</p> <p>11. 再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>12. 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）</p>
--	--	---	--	--

過疎地域等として公示された市町村 9市5町（うち一部過疎地域4市）

根拠法	公示年月日	公 示 市 町 村 名
過疎地域の 持続的発展の 支援に関する 特別措置法	令和3年4月1日	<p>【全域過疎】 5市5町 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</p> <p>【一部過疎】 4市 呉市のうち旧音戸町・旧倉橋町・旧下蒲刈町・旧蒲刈町・旧川尻町・旧豊浜町・旧豊町の区域 三原市のうち旧大和町・旧久井町の区域 尾道市のうち旧因島市・旧瀬戸田町・旧御調町・旧向島町の区域 廿日市市のうち旧吉和村・旧宮島町の区域</p> <p>【特定市町村】 2市（令和3～8年の6年間経過措置あり） 福山市のうち旧内海町の区域、東広島市のうち旧福富町・旧豊栄町・旧河内町の区域</p>
	令和4年4月1日 (※)	<p>【一部過疎】 呉市のうち旧安浦町 廿日市市のうち旧佐伯町</p>

※ 令和2年国勢調査結果による追加公示

過疎地域等の概要

区 分	市 町 (R4.4.1)	面 積 (R4.4.1)	人 口 (R4.10.1)	人口密度 (1km ² 当たり)
県 全 域	23	8,479.22 km ²	2,799,702 人	330.2 人
過 疎 地 域	14	5,485.72 km ²	331,592 人	60.4 人
過疎地域の占める割合	60.9 %	64.7 %	11.8 %	—

(注) 人口：令和2年国勢調査、面積：全国都道府県市町村別面積調